「保護具着用管理責任者教育」のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和6年4月1日施行)により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させるときは、「保護具着用管理責任者」を選任することが義務化されました。

本教育を、令和4年12月26日付け厚生労働省発出の通達に基づき実施します。 この機会に受講いただきますようご案内いたします。

記

- 1 日時 第4回 令和8年1月28日(水)9:00~16:40頃 定員20名
- 2 会場 神戸東労働基準協会 研修室 (神戸市中央区八幡通 3-2-5、各線「三宮駅」下車南へ徒歩約8分)
- 3 講習科目・時間割 (受付開始 8:40~)

9;00~ 9:10 開会・オリエンテーション

9;10~ 9:40 保護具の着用管理について

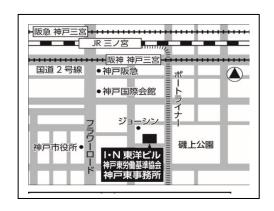
9:40~13:40 保護具に関する知識

13:40~14:40 労働災害防止に関する知識

14:50~15:20 関係法令

15:30~16:30 保護具の使用方法等(実技)

16:30~16:40 修了証交付



4 受講料(消費税込)

協会員(※) 16,500 円 (受講料 13,750 円、テキスト代 2,750 円) ※神戸東、神戸西労働基準協会員

非会員 19,800円 (受講料 17,050円、テキスト代 2,750円)

受講料は、申込から15~20日以内をメドに下記口座へ振込願います。

振込先 <u>三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216</u> 神戸東労働基準協会 振込手数料はご負担下さい。

ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。

- 5 申込方法 当協会HPからWEB申込 (締切:第3回:10/30、第4回:1/20)
- 6 携行品 受講票、筆記用具、本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等)、昼食等

7 その他

- 実技で使用する防塵マスクは実技開始前に配布します。使用後はお持ち帰りください。
- ・遅刻、早退等は受講時間不足となり、原則修了証は交付できません。
- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は受講日の5日前までに申出下さい。
- ・会場には公共交通機関でお越しください。自動車、バイク、自転車の駐車場無し。
- ・ご提出の個人情報は協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的に使用しません。